令和6年10月1日 貸渡約款改正対照表

項目	該当条項	旧貸渡約款(令和5年8月版)	新貸渡約款(令和6年10月版)
有効期間と退会	第4条 1項 4号	過去に当社又は他社との間の自動車のリース及びレンタカー契約もしくはカーシェアリングサービスに係る契約において、利用料金等の未払い又は第22条に定める禁止事項(借受期間中の行為)に違反が無いこと。	過去に当社又は他社との間の自動車のリース及びレンタカー契約もしくはカーシェアリングサービスに係る契約において、利用料金等の未払い又は第23条に定める禁止事項(借受期間中の行為)に違反が無いこと。
カリテコの返還手続き	第12条 2項	会員等又は登録運転者は、カリテコを予約した返還日時までに返還できない事態となった場合、直ちにカリテコ・センターにその旨を連絡するものとします。この場合において、会員等は、第32条第1項の場合を除き、貸渡料金の延長時間に係る超過料金を支払うものとします。連絡をせず、返還日時を超えてカリテコを利用した場合は、超過時間分においては利用料金の倍額を当社へ支払うものとします。	会員等又は登録運転者は、カリテコを予約した返還日時までに返還できない事態となった場合、直ちにカリテコ・センターにその旨を連絡するものとします。この場合において、会員等は、第33条1項の場合を除き、貸渡料金の延長時間に係る超過料金を支払うものとします。連絡をせず、返還日時を超えてカリテコを利用した場合は、超過時間分においては利用料金の倍額を当社へ支払うものとします。
カリテコの返還手 続き	第12条 8項 5号	本条1号から4号までのいずれにも該当しない残置物については、回収した日から1か月間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ廃棄します。	1号から4号までのいずれにも該当しない残置物については、回収した日から1か月間保管し、その間に所有者から引取りの申出がなければ廃棄します。
補償	第31条 1項	当社は、カリテコについて下記の条件のとおりの損害保険(以下「損害保険」という。)を付保するものとし、会員等が負担した第23条2項の損害賠償責任を次の限度内でてん補するものとします。 1)対人補償1名限度額無制限 2)対物補償1事故限度額無制限 3)車両補償1事故限度額時価額 4)人身障害1名限度額無制限	当社は、カリテコについて下記の条件のとおりの損害保険(以下「損害保険」という。)を付保するものとし、会員等が負担した第24条2項の損害賠償責任を次の限度内でてん補するものとします。 1)対人補償1名限度額無制限 2)対物補償1事故限度額無制限 3)車両補償1事故限度額時価額 4)人身障害1名限度額無制限
個人情報の取り扱い	第34条 3項	当社は、本条第2項に定める利用目的の実施に必要な範囲で、適切な保護措置を講じた上で、個人情報の取扱いをグループ各社、委託事業者等に委託することができるものとします。	
約款の変更	第36条 2項	当社は本約款を改定する場合はその効力が生じる前までに当社ホームページもしくは会員のメールアドレスに告知するものとします。また、会員等は当該効力発生日までに本約款第5条に基づき中途解約しない場合には、本約款の改定に同意したものと見なします	当社は本約款を改定する場合はその効力が生じる前までに当社ホームページもしくは会員のメールアドレスに告知するものとします。また、会員等は当該効力発生日までに第5条に基づき中途解約しない場合には、本約款の改定に同意したものと見なします。
別紙 1 楽天カーシェア会 員特則	12項	本約款第34条の個人情報の取扱いについては、更に、当社と楽天グループ株式会社との間で別途合意する『個人情報の取扱いの委託に関する覚書』が適用されます。	第34条の個人情報の取扱いについては、更に、当社と楽天グループ株式会社との間で 別途合意する『個人情報の取扱いの委託に関する覚書』が適用されます。